

(仮称)枚方市総合文化芸術センターの
施設運営について（基本方針）



平成29年6月

枚方市

目次

I. はじめに	1
II. 基本的な考え方	2
1. 施設の設置目的	2
2. 施設名称	2
3. 運営の方向性	3
III. 事業展開	4
1. 主な取り組み事業	4
(1) 自主事業	4
(2) 共催事業（発表）	5
(3) 貸館事業	5
(4) 情報発信等	5
2. プレ事業・オープニング事業	6
IV. 運営	8
1. 運営に関する基本的な考え方	8
2. 専門家の配置	8
3. 本市文化芸術施策の推進体制	9
V. 利用規則（貸館）	10
1. 基本的な考え方	10
2. 利用料金	10
VI. 収支計画	11
VII. 施設運営に係る評価と来館者数の見込み	12
1. 「施設運営に関する計画」に基づく評価	12
2. 来館者数と経済波及効果の見込み	12

I. はじめに

枚方市では、音楽をはじめ、演劇、美術など多彩な文化芸術活動が長く継続され、市民の活発な文化芸術活動がまちの大きな特色となっています。

市は、この特色を礎として、まちを舞台に市民一人ひとりが文化芸術活動の主演として、喜びと誇り、愛着を感じられるようなまちを築き上げるため、平成 26 年 3 月に「枚方市文化芸術振興条例」を制定しました。また、条例を総合的に推進するために「枚方市文化芸術振興計画」を策定し、本市の文化芸術を振興し、喜びと活力にあふれ、いきいきとした魅力ある地域社会の実現を目指しているところです。計画においては、文化芸術の拠点施設の整備を位置づけ、拠点施設において、質の高い事業の企画・実施や、市民や芸術家等との連携など、本市の文化芸術を振興するうえで中心的な役割を果たすものとしています。

また、まちの玄関口である枚方市駅は、京阪沿線屈指の乗降客数を有し、バス路線の充実等、広域的な交通結節点としての機能を持っています。さらには、広域を所管する行政機能の集積や、淀川、天野川等の自然資源や枚方宿のまちなみ等の歴史資源にも恵まれ、賑わい、活性化につながる地域資源としてのポテンシャルが非常に高い地域です。そこで、平成 25 年 3 月に策定した「枚方市駅周辺再整備ビジョン」においては、このエリアに文化芸術の拠点となる(仮称)枚方市総合文化芸術センターを整備することで、広域的な交流拠点としての充実を図り、枚方市駅周辺地域全体の魅力の向上や活性化を促進する考えを示しました。

このような課題を踏まえて、市は、平成 32 年度の開館をめざして、文化芸術活動の拠点となる(仮称)枚方市総合文化芸術センターの整備を進めています。

この施設は、平成 24 年 6 月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下、「劇場法」とする。)や、これに基づく指針の理念・趣旨に基づく施設と位置付けて運営することとし、まちの価値を高め、集客と賑わいを創出する文化芸術拠点施設として運営するための基本的な方針を策定するものです。

Ⅱ. 基本的な考え方

1. 施設の設置目的

優れた文化芸術の鑑賞をはじめ、創造、育成、普及を促進するとともに、市民の多様な創作発表活動を行うための場や機会をすることで、文化芸術による交流を促進し、文化芸術を生かしたまちの魅力向上につなげる拠点施設として設置します。

2. 施設名称

仮称：枚方市総合文化芸術センター

施設の愛称やロゴマークの公募を検討するとともに、大・小ホールの名称については、ネーミングライツ(※1)を検討します。

※1 ネーミングライツ
施設の命名権で、施設の名称にスポンサー企業の社名やブランド名などを付与し、施設の建設や運用資金調達を図りつつ、地域活性化へと取り組む手法のこと。

施設概要

施設名	概要
大ホール	1500 席程度 (1 層目:800 席程度、2 層目:400 席程度、3 層目:300 席程度)
小ホール	300 席程度。(1 割程度の臨時席スペースを確保)
イベントホール	客席は平床形式の移動席で、最大 200 席程度。パーティー等 (円卓 120 席程度) にも対応
美術ギャラリー	展示室は 300 m ² 程度 (3 分割可)
リハーサル室	200 m ² 程度の平床形式
創作活動室 (会議室)	最大 100 人程度の活動に対応 (2 分割可)
市所蔵品公開スペース	隣接して倉庫兼作品保管スペースを設置
施設前広場	憩いのスペースとなる芝生広場
駐車場・駐輪場	駐車場：約 100 台 駐輪場：約 80 台

3. 運営の方向性

本市の文化芸術の拠点施設として、劇場法や枚方市文化芸術振興条例の理念・趣旨に基づき、次のような施設運営をめざします。

▶ 質の高い事業の実施と文化芸術の拠点施設としての運営

幅広い分野の優れた文化芸術を鑑賞する人や、市民の文化芸術活動の日常練習や発表の場として利用する人、ワークショップ等に参加する人など、さまざまな目的を持った人々が集い、交流する施設として、魅力的で多彩な事業を展開します。

また、これらの事業に自主的かつ主体的に取り組むことができるよう、ホール運営、事業プロデュース、舞台技術等の専門スタッフが積極的に関わって運営を行います。

▶ 普及啓発の実施

子どもや高齢者、障害のある方など、さまざまな立場の人にとって利用しやすい施設であるとともに、各事業の企画・運営の面でも、誰もが参加しやすい事業運営に配慮するなど、文化芸術に触れることの少ない人も参加しやすいよう、社会包摂(※2)の趣旨も踏まえた幅広い事業を展開し、文化芸術に携わる人の裾野を広げます。

※2 社会包摂

あらゆる人々を包み込み、教育・福祉分野等における社会問題の緩和等につながる活動。文化芸術を通じた交流は、個人の社会的状況にかかわらず社会参加の機会を開く機能を有することから重要視されており、劇場法の指針でも言及されている。

▶ 地域・関係機関との連携強化

地域資源の活用をはじめ、地域人材や地域の事業者等との連携を積極的に行い、地域に親しまれる施設運営を行います。また、市民サポーターを育成し、市民が施設運営に参加し、施設を支えるしくみを構築します。

▶ 文化芸術活動によってまち全体が活性化する事業展開

総合文化芸術センターは、市の文化芸術施策を牽引する文化芸術の拠点施設としての役割を果たしつつ、地域における日常的な活動・練習の場となる生涯学習市民センターや青少年センターと連携して文化芸術施策を推進します。

▶ 子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実

次代を担う子どもたちが等しく優れた文化芸術に親しむことができるよう、学校等と連携し、小学校の児童にはアウトリーチ事業、中学校の生徒には団体鑑賞事業を行うとともに、参加型のワークショップなどの事業にも取り組みます。

▶ 経済波及効果と財源の確保

施設の運営にあたっては、地域の事業者等との連携に努め、経済波及効果が高まるような事業展開に努めます。

事業費の財源確保の一環として、ネーミングライツや事業の冠スポンサー等を効果的に活用するとともに、市民や企業からの寄附を募るため、「(仮称)文化芸術基金」を設置します。

また、国や法人などが募集する各種補助金等を積極的に活用します。

Ⅲ. 事業展開

1. 主な取り組み事業

ホールや美術ギャラリーで展開される事業には、館自らが主催する「自主事業」と、施設を利用したい希望者に貸し出す「貸館事業」の二つがあります。

また、これらに加えて、市民団体等が中心となって企画・運営する事業の中で、特に館の設置目的や理念に適う事業を「共催事業」として実施し、「情報発信等」にも取り組みます。

(1) 自主事業 年間 100 事業以上

自主事業として、次の事業に取り組みます。

ア. 鑑賞事業

- ・主にホールを活用して、国内外のプロによる優れた音楽や演劇、舞踊、伝統芸能等の公演を実施します。
- ・市民ギャラリーで実施してきた企画展を開催し、本市所蔵美術品の公開展示を行います。
- ・市外からも訪れたいくなるような魅力的な事業を開催し、広域交流を促進します。

イ. 創造発信事業(※3)

- ・他都市の文化施設との連携を深め、共同制作・巡回公演等により、発信力のあるオリジナル事業に取り組みます。
- ・本市の歴史や風土、伝承文化などの地域資源を活用した、特色ある事業や新たな文化芸術の創造に取り組みます。

※3 創造発信事業

劇場法では、劇場が創意と知見をもって実演芸術の公演を企画・実施することを重要なポイントとしており、こうした視点を重視して制作された広く内外に発信する取り組み。

ウ. 育成・体験型事業（普及啓発事業）

- ・主にホール等を活用して地域の若手アーティストによるコンサートや演劇・舞踊公演を開催し、国内外に発信できる芸術家の育成に努めます。
- ・市民文化賞などの受賞者に発表する機会を提供し、成果の披露等を行うとともに、芸術家自身の育成にもつなげていきます。
- ・解説付きの音楽鑑賞や美術鑑賞事業のほか、初心者向けの文化芸術に関する講座等を実施します。
- ・小・中学生絵画コンクールを継続的に実施するとともに、新たに市展（公募型美術工芸選抜展）を開催します。

- ・市民の観たい、聴きたい気持ちに働きかけるため、気軽に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業を地域の生涯学習市民センター等とも連携して実施します。併せて、子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業、体験・参加型ワークショップ事業を実施します。

エ. 教育普及事業

- ・子どもや高齢者、障害のある方などさまざまな立場の人が参加できるように、学校や病院、福祉施設などへのアウトリーチ事業や、学校団体鑑賞を実施します。また、取り組みにあたっては、オーケストラなど文化芸術団体と連携協定を結びます。
- ・市、事業者、大学、文化芸術団体等が連携した文化芸術事業を実施するほか、大学等と連携したアートマネジメント等の人材の育成に取り組みます。

(2) 共催事業（発表）

- ・ホールや美術ギャラリーなど施設全体を活用して、「(仮称)市民総合文化祭(市民文化芸術祭)」など、文化芸術団体相互の交流を促進し、市民の活発な芸術活動を広くアピールする機会を作ります。
- ・これまで市民会館大ホールや市民ギャラリーで市民団体等と連携して開催してきた事業を継承します。

(3) 貸館事業

- ・ホールでは本番での利用を優先しつつ、リハーサルや練習での利用を希望される場合、公演がない時間帯にステージだけを低廉な使用料で貸し出しするなど、稼働率の向上に努めます。
- ・音響・照明や舞台スタッフが、市民の発表に伴う相談、助言を行うなど、使いやすい施設をめざします。
- ・ホール機能の向上に伴い、多様な舞台表現が可能となることから、興業等の貸館利用につながる営業活動を積極的に行います。

(4) 情報発信等

- ・文化芸術に関わる総合的な情報発信力を高め、館の取り組みや特色ある文化芸術事業の発信に努めるほか、文化芸術情報のアーカイブ化と関連資料の収集、保存に取り組み、それらを公開します。
- ・施設の運営を支えるホールメイト制度を創設し、魅力的な取り組みを展開することで、会員の確保に努めます。

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターで展開する事業例

※種別… 新規◎ 拡充○ 継続□

区分	主な施設	想定される主な事業例	種別
自主事業 <small>現在、枚方市文化国際財団が実施している鑑賞事業を発展させ、舞台機能を活かしたオペラやバレエ公演などにもジャンルを拡大するとともに、事業数を拡充する。 また、市民ギャラリーで開催している企画展を継承し、市展などの新たな取り組みも実施する。</small>	大ホール	音楽公演	○
		演劇公演	
		舞踊公演、ミュージカル公演	
	小ホール	伝統文化、伝統芸能	◎
		団体鑑賞	
美術ギャラリー	市展（公募型美術工芸選抜展）	◎	
リハーサル室 創作活動室等	ワークショップ（ダンス、美術創作等）	○	
共催事業 <small>ホール機能とギャラリー機能を統合するメリットを活かし、既存の市民合唱祭、吹奏楽フェスティバル、市民絵画展等を総合的に発信する「市民総合文化祭」を実施する。 その他、市民の文化活動を支える既存の実行委員会、連携事業を継承する。</small>	全館	（仮称）市民総合文化祭 →市民合唱祭、吹奏楽フェスティバル、人形劇フェスティバル、市民絵画展などの統合実施を検討	○
	大ホール等	市民合唱公演 等	□
	美術ギャラリー	高校合同美術展 等	
貸館事業 <small>現市民会館大ホールで開催されている演歌などの興業のほか、学校や企業などの団体、各種文化教室やサークルなどが施設を借りて実施する催し（式典や講演会など、市の事業も含む）。 京阪沿線で最大規模の1,500席という強みを生かし、民間プロモーターによる興業等も積極的に誘致することで、市民の多様なニーズに応える。</small>	大ホール	興行公演	○
		学校文化祭	
	小ホール	文化団体定期演奏会	
		講演会、学会、各種式典、レセプション	
	イベントホール	小規模演劇、ミニコンサート、見本市	
	美術ギャラリー	美術工芸・手芸などの展覧会	
施設前広場	ストリートミュージシャン大会、おもてなしイベント、マルシェ、産業フェスタ等		

※具体的な事業は、年次計画の中で決定します。

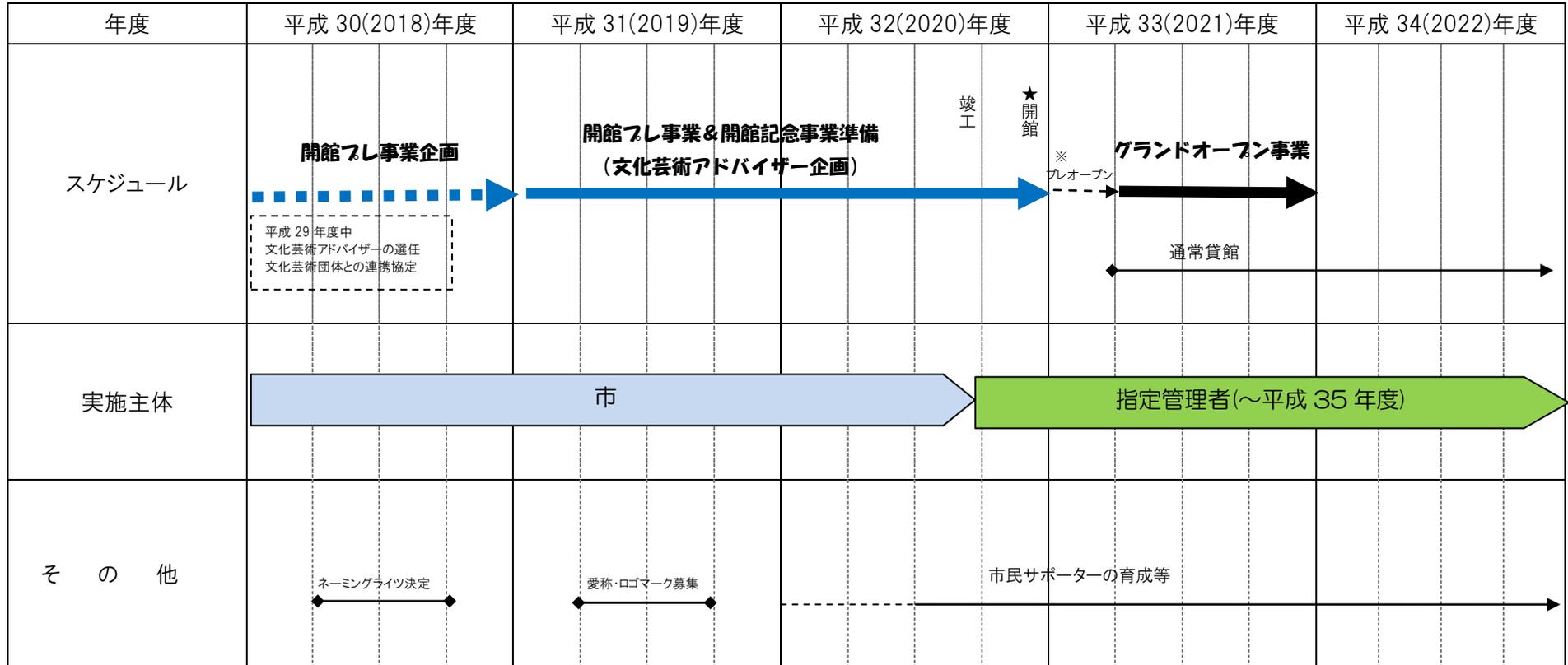
2. プレ事業・オープニング事業

建物竣工の約2年前から、(仮称) 枚方市総合文化芸術センターの事業展開を見据えたプレ事業を実施し、開館に向けた期待感を高めます。

また、オープニング事業として、施設機能を最大限にアピールできる事業に取り組み、施設の開館を広域に周知します。

これらの事業は、本市の文化芸術施策を総合的・効果的に推進するため市に配置する文化芸術アドバイザー（主に音楽・演劇等の部門に各1名の配置を検討）がプロデュースします。

プレ事業・オープニング事業の展開イメージ



※プレオープンについて …… 施設竣工から開館までには通常 6 ヶ月程度の準備期間が必要ですが、プレオープンとして、柿落とし公演等の自主事業と、市民団体による試行利用などを予定しています。

※ネーミングライツについて …… 適用期間は開館後からとし、5 年以上で提案を受けることを想定しています。

IV. 運営

1. 運営に関する基本的な考え方

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターは、枚方市の文化芸術の拠点施設として、本市の文化芸術施策を中心的に支えるものとなります。そのため、運営組織には、質の高い事業企画をはじめ、事業の収益性や専門性、効率性など、民間ノウハウを発揮できることが必要です。また、市民や芸術家、事業者、学校、他都市の劇場等との連携事業や創造発信事業の実施など、文化芸術を通じて、子どもから高齢者まで、様々な市民が出会い交流する「新たな広場」を創出し、社会包摂を体現できる事業を推進することが求められます。

いっぽう、専門性を究めるために運営組織を特定すると、組織が硬直化し、新たな発想や、後進育成の停滞を招く懸念があります。

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターの運営組織は、施設の維持管理だけでなく、市民会館・市民ギャラリー等の移転・統合に伴い、これまでのソフト事業をより発展・強化させる体制を確立するものとします。

そうした観点をふまえ、劇場法やその指針等に基づき運営を行っていくことも鑑み、文化芸術の拠点施設として運営を担える団体・事業者を、指定管理者として選定していくものです。

指定管理者の選定は公募とし、指定管理期間の1期目は光熱水費や稼働率等の不確定要素が多いため3年としますが、2期目以降は事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性をふまえ、できる限り長い期間の設定を検討します。また、2期目以降は、指定管理料と利用料金の併用制による管理運営を取り入れることも検討します。

指定管理者制度の導入時期については施設竣工時からとし、募集・選考は、メセナひらかた会館を(仮称)枚方市総合文化芸術センターの別館(アネックス)として位置付け、両施設の管理・運営を一体的に行います。

2. 専門家の配置

劇場法や本市条例に掲げられている専門的人材の確保については、施設運営の要となります。

施設の管理運営の責任者には、アートマネジメントを実践する経営の専門家や、事業の企画・実施の責任者など、専門的な人材を配置することとし、指定管理者公募の要求事項として明確に定めます。施設長職は、市の承認を得た上で指定管理者が任命することとします。

また、文化行政を総合的・効果的に推進するため、新たに文化芸術アドバイザーを本市に配置します。

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターで行う美術施策の学芸業務については、主に市が担い、指定管理者と連携して行います。併せて、現在の美術施設運営委員の制度・委嘱を継続し、必要に応じて美術品寄贈の審議や評価査定などを担任することとします。

職種と業務内容

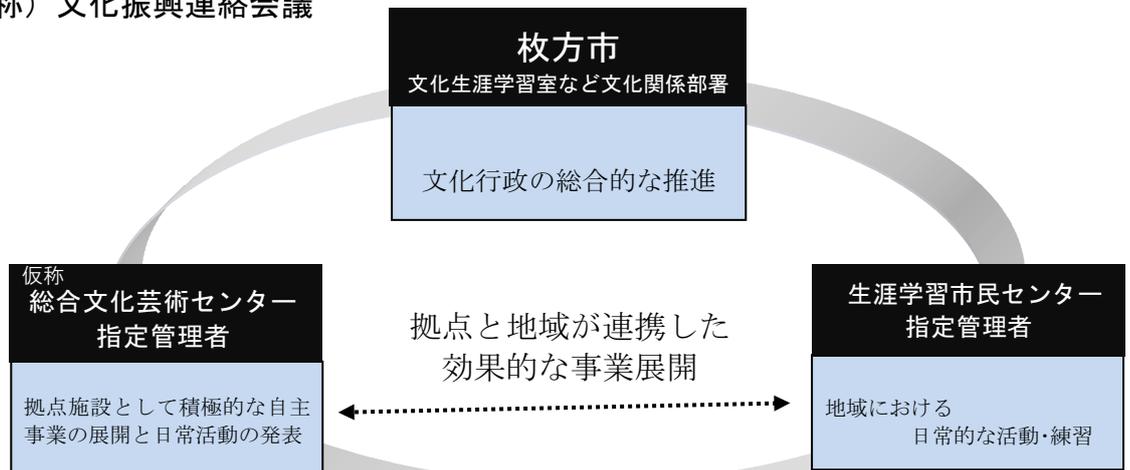
職 種		役 割 等
市	文化芸術アドバイザー 〈新規〉	(仮称) 枚方市総合文化芸術センターのプレ事業やオープニングイベントのプロデューサーとして事業企画を担当するほか、市と指定管理者が連携・協力するための会議体に参加するなど、専門的・多角的な視点から助言・提言を受けることとする。
	美術施設運営委員	(仮称) 枚方市総合文化芸術センターの美術ギャラリーの事業及び御殿山生涯学習美術センターの事業に関することについて専門的見地から助言する。

指定 管 理 者	施設長 (プロデューサー) 〈新規〉	施設の責任者として、組織を統括し、事業全体の総合プロデュースを行う。 アートマネジメントを実践する経営の専門家や事業の企画・実施のための人脈を持つなど、専門的な人材を配置。
	事業制作担当チーフ 〈新規〉	事業の企画・制作・運営の実質上の実行責任者。ホールを中心とした鑑賞事業のほか、ワークショップなど体験型の事業や、アウトリーチや学校鑑賞などの教育支援事業、市民団体や市内文化施設との連携などを中心的に担う。
	舞台技術担当チーフ 〈新規〉	ホールの舞台設備や舞台備品の管理・運用・整備などを担い、安全性を確保する舞台技術部門の責任者。創造発信事業などの自主事業制作を舞台技術面から支えたとともに、市民の貸館利用において相談・助言などのサポートを行う。

3. 本市文化芸術施策の推進体制

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターは市の文化芸術施策の拠点施設となることから、総合的な施策の推進のために、市の担当部署をはじめ、文化芸術アドバイザーや各生涯学習市民センター等との連携も必要となります。そのため、市の文化関係部署（文化生涯学習室、市直営文化施設、教育・子育て・福祉部門の文化担当）と指定管理者が連携・協力するための会議体として、「(仮称) 文化振興連絡会議」を設置し、文化芸術アドバイザーの助言・提言を得て、連携による効果的な文化芸術事業を展開します。

(仮称) 文化振興連絡会議



V. 利用規則（貸館）

1. 基本的な考え方

より利用していただきやすい施設とするため、現在の市民会館大ホールよりも開館日を増やし、開館時間についてはできる限り柔軟に対応します。

施設の休館日：年末年始(12月29日～1月3日)

区 分	開館時間(案)	休館日(案)
大ホール、小ホール、イベントホール	午前9時から午後10時まで	月2回
美術ギャラリー	午前10時から午後6時まで	週1回 (当該休館日に搬入展示)
リハーサル室 創作活動室、保育室	午前9時から午後10時まで	月1回

※指定管理者が主催事業を実施する場合の臨時開館や、保守点検や工事等、施設のメンテナンスのための臨時休館を認める。

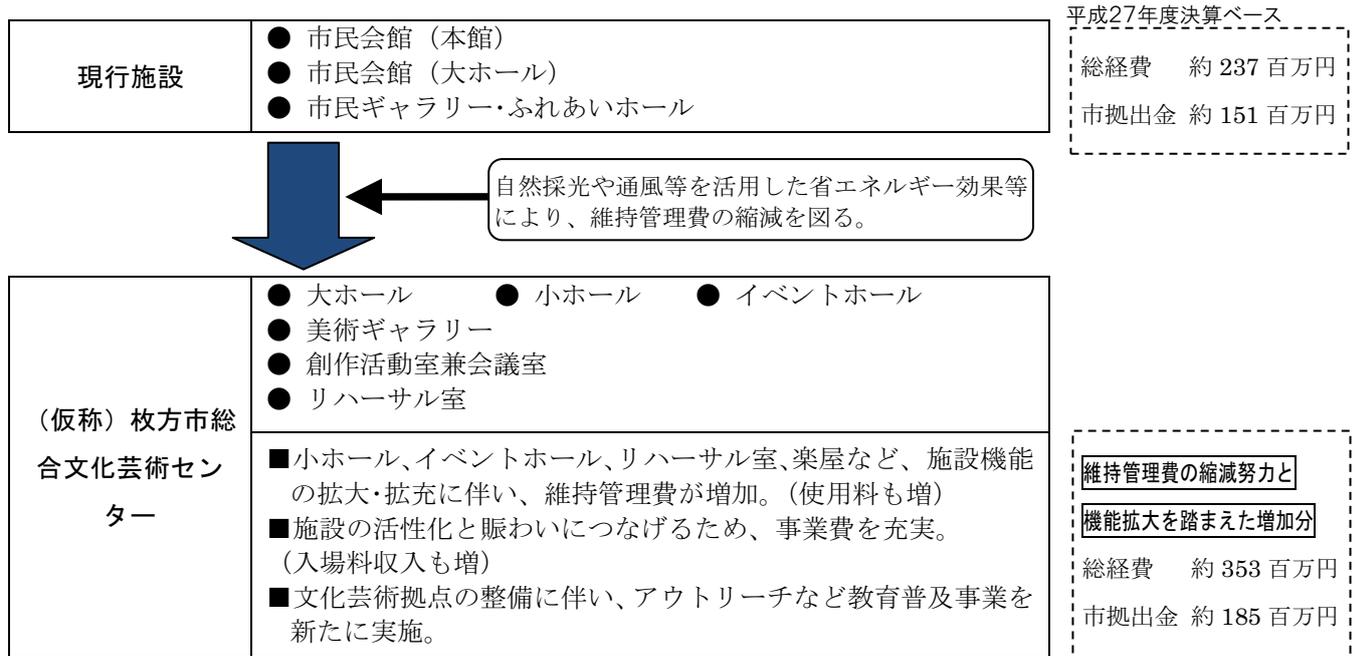
※多目的活用施設(付帯民間施設)については、施設の開館時間は営業することを基本に、事業者からの提案を受ける予定。

※指定管理料と利用料金の併用制による管理運営を想定している2期目以降については、開館時間延長等について、指定管理者からの提案を受ける予定。

2. 利用料金

- ・現在の市民会館大ホールは、建設から40年以上が経過し、老朽化していることから、近隣の類似施設と比較して、利用料金が安価に設定されています。(仮称)枚方市総合文化芸術センターの利用料金は、受益者負担を原則に、市の類似施設や近隣市の状況を踏まえて設定します。
- ・大ホールは、中ホール規模の利用ニーズに対応できるよう、1階席のみの利用料金を設定します。
- ・駐車場については、「来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方」に基づき有料とします。料金については、周辺駐車場の料金体系を参考に設定します。

VI. 収支計画



施設運営事業者の収支モデル（1期目）

区 分		概算額 (単位:百万円)	備 考	
収入	指定管理料	440		
	市の財源内訳	施設使用料	77	施設・備品使用料、駐車場使用料
		行政財産目的外使用料	7	多目的活用施設（付帯民間施設）等
		ネーミングライツ	20	大ホール、小ホール
		その他一般財源（市拠出金）	336	
	チケット等収入	145	自主事業にかかるチケット収入等	
	補助金・協賛金	5	各種補助金、企業協賛金等	
合 計	590			
支出	管理費	205	光熱水費・各種委託費・諸経費など	
	人件費	138	常勤分	
	事業費	247	自主事業、共催事業	
	合 計	590		

※収支は他市の事例を踏まえた概算金額であり、管理費は、公共ホールの人件費を除いた維持管理費の平均値（「公共ホールの計画づくりに関する調査研究（財団法人地域創造）」）を適用して算出しています。

※2期目から指定管理料と利用料金の併用制による管理運営を導入し、指定管理料の抑制につなげるとともに、指定管理者の経営努力を発揮しやすくします。

※学校や病院、福祉施設などへのアウトリーチ事業や団体鑑賞事業などの教育普及事業については、別途、予算計上を検討します。

※上記にはメセナひらかた会館の管理運営経費を含みません。一体管理にあたっては、スケールメリットを活かして維持管理経費の抑制を図ります。

Ⅶ. 施設運営に係る評価と来館者数の見込

1. 「施設運営に関する計画」に基づく評価

指定管理者の公募にあたり「施設運営に関する計画」の提出を求め、本基本方針を踏まえた計画的な運営ができる事業者を選定することから、実績評価は、こうした視点に基づいて指定管理者のモニタリングを中心に行います。指定管理の業務仕様書等に、施設の稼働率や、自主事業の本数、集客人数などの目標水準を示し、利用者アンケートの結果などとあわせて、目標の達成度を測ります。モニタリングでは、経済性や効率性だけに着目するのではなく、中長期的な視点に立った評価も行えるよう、施設の使命や役割、文化芸術振興条例を踏まえた評価項目も設けます。

また、市民ニーズ把握の一環として、ホールメイトなどが評価に関わるしくみを研究します。

これらの評価結果は、指定管理者の次年度の事業計画や、次期指定管理の募集要件に反映することで、PDCA サイクルを作ります。

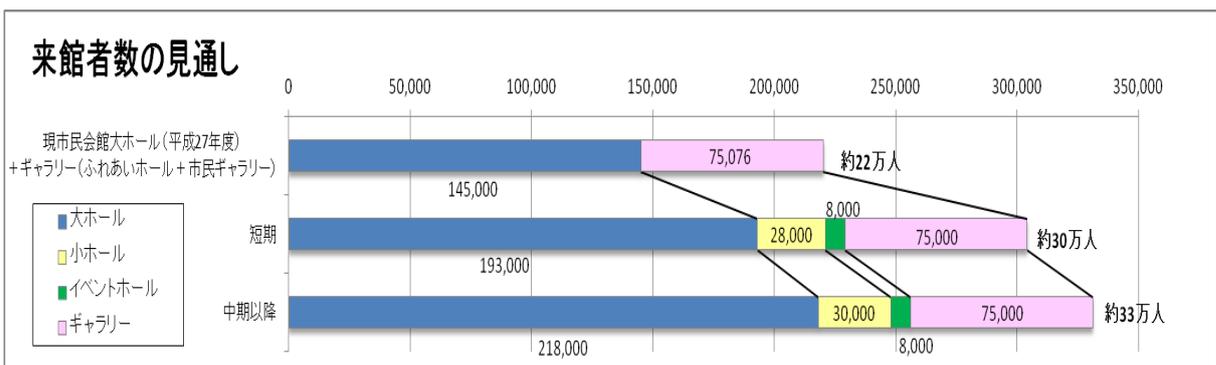
2. 来館者数と経済波及効果の見込み

自主事業や貸館事業などによる、ホールや美術ギャラリーなど主要な施設への来館者を、開館後3年程度で年間約30万人、4年目以降は年間約33万人と見込みます。

このほか、施設前広場や多目的活用施設（付帯民間施設）のカフェなど、館全体の魅力を高める施設も活用することで、賑わいと交流を促進します。

〔主要な施設の来館者見込〕

施設名	3年目まで	4年目以降
	来館者見込	来館者見込
大ホール	193,000 人	218,000 人
小ホール	28,000 人	30,000 人
イベントホール	8,000 人	8,000 人
美術ギャラリー	75,000 人	75,000 人
合計	304,000 人	331,000 人



先進事例には、文化施設の運営を投資として捉え、積極的な事業運営を通して高い経済波及効果をあげている例があります。

(仮称) 枚方市総合文化芸術センターについても、地域の事業者との連携などによって、経済波及効果が高まるように事業を展開し、実績の数値を元に、投資金額に対する経済波及効果を定期的に検証します。

〔参考：公立文化施設の運営による経済波及効果〕

	A (設置者：県) 人口約 550 万人	B (設置者：市) 人口約 10 万人
施設概要	大ホール 2,141 席 中ホール 800 席 小ホール 417 席 等	主劇場 1,019 席 小劇場 311 席 レセプションホール ギャラリー 等
経済波及効果	2010 年度 公的資金約 16.8 億円に対して 県内で約 71 億円、全国では 約 145 億円	2009 年度 公的資金 4 億 8,350 万円に 対して約 10 億円

発行年月日 / 平成 29年 6 月

発 行 / 枚 方 市

編 集 / 枚方市 産業文化部 文化生涯学習室

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

Tel : 072-841-1409 Fax : 072-841-1278

E-mail : s-gakusyu@city.hirakata.osaka.jp